

四日市市小規模特認校制度（令和8年度就学児童募集）

よくあるご質問・お問い合わせ

<共通事項>

Q1.学校の特色や普段の学校生活をもう少し知りたいのですが、どうすればよいですか。

A.特設ページ内の紹介以外に、まず、申請相談の際に、学校職員から関心事に合わせてご紹介します。また、見学や体験では、学校職員との懇談を交えながら、普段の学校生活を来て・見て・感じていただきます。水沢小学校のホームページもぜひご参考にしてください。
<http://www.yokkaichi.ed.jp/~suizawa/cms2/htdocs/>

Q2.特色のなかに、たとえば英語に特化した特別な教育課程が設けられているのですか。

A. 特別な教育課程、授業数の変更などは設けておりません。

Q3. 少人数教育とは1対1の個別指導が受けられるということですか。

A. 常に個別指導を行うことはできませんが、比較的子ども一人ひとりに対して関わる時間が多く、個性や習熟度に応じたきめ細かい指導を受けやすい環境にあります。また、子ども一人あたりの発表時間や活動量が多くなり、学習機会が充実していると考えています。

Q4.希望すれば、必ず制度利用が認められるのですか。

A. 希望する子どもの心身の状態や学習活動の様子について水沢小学校での体験・面談等を通じて確認し、制度趣旨や就学条件と照らし合わせて、その子どもの学び場として最適かどうかを重視して、教育委員会内で審査を行います。結果として、許可または不許可を通知いたしますので、希望しても認められないことがあります。

Q5. 各学年の募集人数の考え方について教えてください。

A. 毎年度、学校長と教育委員会が協議のうえ、決定します。少人数での教育活動を充実されるため、現在の児童数をとくに考慮しております。その点、令和8年度の4年生は本来校の児童が比較的が多いことを見込まれることから募集しません。

Q6. この制度によって、きょうだい異なる小学校へ通うことは可能ですか。

A. 可能です。見学や体験を通して通学方法等を充分にご検討ください。

Q7. 年度の途中からでも小規模特認校制度による転学はできますか。

A. 原則、できません。入学・転学の時期は4月1日とし、卒業まで通学していただきます。ただし、市内・市外への転入・転出などやむを得ない事情の場合は除きます。

Q8. 放課後に子どもの送迎に間に合わない場合はどうすればよいですか。

A. 学校近くにある民間学童保育所等を利用されることを想定しています。送迎の方法や学童保育所等の費用については充分にご検討ください。

Q9. PTA 活動や役員を引き受けないといけませんか。

A. 子どもたちのために、積極的に参加していただきたいと思います。一方で、お仕事やご家庭の事情によって引き受けていただくことが困難な場合もあると思われるので、PTAとよくご相談ください。

<転学希望の場合>

Q10. 体験や面談へ参加する場合、現在通っている小学校は「欠席」になりますか。

A. 欠席扱いにはなりません。見学・体験の申し込みをいただいた後、水沢小学校と在籍校との間で調整します。

<入学希望の場合>

Q11. 就学時健康診断(10月～11月頃)は本来校と水沢小学校のどちらで受けられるのですか。

A. 原則、本来校での受診となります。ただし、9月中旬までに見学を済まされた方に限って、別途申請のうえ、水沢小学校で受けていただくことも可能ですので、水沢小学校までご相談ください。ただし、受診校によって就学先を決めるものではありません。

<特別支援学級について>

Q12. 特別支援学級の募集はありますか。

A. 募集対象としております。まずは水沢小学校までご相談ください。